

国・大阪府の対応を踏まえた今後の本市の対応について

資料3

1. まん延防止等重点措置移行に伴う市民等への要請・呼びかけ

【現在の要請内容 6月1日～6月20日】（特措法第45条第1項による）

- 不要不急の外出は自粛すること
- 不要不急の都道府県間移動は自粛すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること
- 路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること
- 特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

【まん延防止等重点措置に基づく要請内容 6月21日～7月11日】

- 不要不急の外出は自粛すること（特措法第24条第9項による）
- 不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えること
（特措法第24条第9項による）
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること（特措法第24条第9項による）
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと
（特措法第31条の6第2項による）
- 2人以下のマスク会食の徹底（特措法第24条第9項による）
- 路上、公園等における集団（※）での飲酒は自粛すること（特措法第24条第9項による）
※市では「集団」を2人以上とする
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること（特措法第24条第9項による）

○大学等へのお願い

【現在の要請内容 6月1日～6月20日】 (特措法第24条第9項による)

- 授業は、人と人との接触をなるべく減らすため原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、多人数の接触によるクラスター発生を抑制するため部活動の自粛を徹底すること
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

【まん延防止等重点措置に基づく要請内容 6月21日～7月11日】

(特措法第24条第9項による)

- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、以下の行動の自粛を徹底すること
 - ・ クラスター発生のリスクがある、部活動、多人数が接触する活動及び前後の会食
 - ・ 旅行（合宿を含む）や自宅、友人宅での飲み会
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

○経済界へのお願い

【現在の要請内容 6月1日～6月20日】 (特措法第24条第9項による)

- 在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の7割減をめざすこと
出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組を促進すること
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない協力要請）
- 業種別ガイドラインを遵守すること

【まん延防止等重点措置に基づく要請内容 6月21日～7月11日】 (特措法第24条第9項による)

- 在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の7割減をめざすこと
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 業種別ガイドラインを遵守すること

○その他の市民への周知・啓発

感染拡大防止に向け、次の取組を継続。

①ホームページ、広報さかい、SNSによる市民への周知
②区公用車による巡回広報 (緊急事態宣言期間中、毎日2回：10時、15時) ⇒ (平日2回：10時～、15時～)
③防災行政無線による放送 (毎日2回：11時、16時)
④感染予防ポスターの掲示 (市関連施設、民間事業者施設)
⑤国の接触確認アプリ「COCOA」や「大阪コロナ追跡システム」への登録の呼びかけ

※市内主要駅及び区役所に設置した啓発立看板（「緊急事態宣言発出中」「不要不急の外出自粛」の周知・啓発）については、緊急事態宣言解除に伴い撤去。

2. 市主催イベントでの取組

○原則中止、延期、開催方法の変更（書面開催、Web開催）とする。

開催する場合は、以下の感染対策を徹底のうえ開催。

①感染予防ガイドラインに基づく感染防止の徹底
②感染予防ポスターの掲示
③感染防止を呼びかける場内放送の実施
④国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底及び利用者への案内
⑤類似イベントでの感染の状況に応じて開催の自粛も検討
⑥全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談

3. 施設について（市有施設）

【現在の対応内容（6月1日～6月20日）】

- 「人流の抑制」を図るため、緊急事態宣言解除まで、次のとおり対応
 - ・不特定多数の方が集まる集客施設の休館
例) さかい利晶の杜、フェニーチェ堺、文化会館、博物館、図書館（※）、公民館
※事前予約図書の貸出サービス（平日窓口、利用者負担による郵送）等は実施
 - ・貸館・貸会議室、体育館、テニスコート、野球場等の貸施設の休館
 - ・公園の利用は可（ただし、公園駐車場は閉鎖）

【まん延防止等重点措置に基づく対応 6月21日～7月11日】

- 基本的には府の対応に基づいて運営を再開

※感染拡大防止の観点から、以下の施設については次のとおり運用

- ・屋外プール（金岡公園、大浜公園、原山公園）については今年度は営業中止
- ・市営公園等の無料バーベキューエリア3か所（原池公園【中区】、舟渡池公園【美原区】、海とのふれあい広場【堺区】）については当面の間利用を禁止

4. 行政の取組

○感染拡大の防止等の観点から、以下の取組を徹底することにより、市民と職員、職員同士の接触機会を減少。

①職員間の夜の会食は行わない【職員以外（家族を除く）との会食も控える】
②「堺スタイルの働き方」を実施
③テレワーク、休暇取得促進等による職員の出勤削減（目標：3割以上⇒ <u>2割以上</u> ）
④時差出勤による職員の接触低減（目標：2割⇒ <u>2割以上</u> ）
⑤会議等におけるオンラインの活用（原則）
⑥職場の一斉換気の実施やパーテーション等の設置
⑦原則、出張の中止又は延期（Web会議、ビジネスチャット等の活用）
⑧20時以降の勤務抑制

5. 学校園の取組

○園児、児童、生徒の安全を守るため、以下の感染対策を徹底。

①通常登校を実施し、文部科学省マニュアル「学校の新しい生活様式」の地域の感染レベル2に応じた対応を行う。

②児童生徒同士が近距離で行う実験、観察、合唱、管楽器演奏、調理実習などの感染リスクの高い学習活動は行わない。

③部活動について
感染防止対策を徹底したうえで実施。
感染リスクの高い活動は原則実施しない。
部活動前後での生徒同士による飲食を控える。
更衣時に身体的距離を確保する。

④学校活動中の「3密」回避の徹底
体育の授業においてはマスクは着用しないことを原則とする。ただし、身体的距離の確保が難しい場合や熱中症のリスクがない場合はマスクを着用する。

⑤園児、児童、生徒のみならず教職員の昼食喫食時の感染防止対策を一層徹底。

⑥学校施設開放事業を再開。（夜間【17時以降】は除く）

※学校園の休業措置は、感染リスクを勘案して決定

6. こども園の取組

○ 園児の安全を守るため、以下の感染対策を徹底。

①感染拡大を予防する「堺スタイル」の実践

②感染予防ポスターの掲示（民間保育施設にはポスターの掲示の協力要請）

※通園児、保育者等に陽性者が出たときは、感染拡大防止のため、発生園の臨時休園等を行うことがある

7. 緊急事態措置コールセンターの終了について

○緊急事態宣言発出を受け、以下のとおり開設

- 目的：緊急事態措置に関する市民や事業者からの疑問や不安に対応

- 開設日：令和3年4月24日（土）午後1時から緊急事態措置の終了まで
（土日祝も開設）

- 開設時間：午前9時から午後5時まで

- 受付・相談件数、主な内容等（6月17日時点）

- ・受付件数：454件

- ・対応件数：464件

- ・主な問い合わせ・相談内容

緊急事態措置の内容（外出自粛要請や施設の利用制限など）、市主催・共催イベント関係、市施設の閉館関係、飲食店の時短協力金関係、ワクチン接種関係 など

○緊急事態宣言の解除の決定を受け、6月20日（日）午後5時をもって、緊急事態措置コールセンターを終了

(参考) 堺市緊急事態措置コールセンターへの問い合わせについて

■ 期間：令和3年4月24日から6月17日（午前9時～午後5時）

■ 問合せ受付件数：454件（対応件数：464件）

